

日本維新の会 党紀規則

第1章 目的

(目的)

第1条 本規則は、党規約第25条の規定に基づき、党員の党紀の遵守及び権利擁護等並びに党紀委員会の組織及び運営等に関し必要な事項について定める。

第2章 党員の倫理の確保

(倫理規範)

第2条 本党の党員が遵守すべき党規約第24条に規定する倫理規範に反する行為は次のとおりとする。

一 政治倫理に反する行為

次の各号に掲げる行為につき政治不信を招く公私混淆、公益の侵害、品位の棄損等を生じ、政治的道義的責任が生じた場合

イ 政治活動及び選挙運動に係る行為

ロ 刑事事犯に関与する行為

ハ 個別企業・団体の利益の擁護により公共の利益を損なう行為又はこれらのものから不当に便宜供与を受ける行為

ニ 著しく社会的非難を受ける行為

ホ その他常任役員会が政治倫理に反するものと認めた行為

二 党の名誉を傷つける行為

イ 汚職、選挙違反、政治資金規正法令違反等の刑事事犯等

ロ 暴力行為

ハ その他常任役員会が党の名誉を傷つけるものと認めた行為

三 党の規律を乱す行為

イ 本党の諸規定に違反する行為

ロ 党大会等の決定事項に違背する等、本党の方針に反する行為

ハ その他常任役員会が本党の規律を乱すものと認めた行為

(倫理の確保)

第3条 幹事長は、あらゆる機会を通じて党員が倫理を遵守するよう意識の涵養に努めなければならない。

2 党員が倫理規範に反する行為を行った場合は、厳正に対処する。

(処分)

第4条 常任役員会は、党員が第2条に規定する倫理規範に反する行為を行ったと判断した場合は、次の各号に掲げる処分を行う。

一 厳重注意

二 戒告

三 本党の役職の一定期間の停止又は解任

原則、停止期間は3ヶ月以上2年以内とする。

四 公職の辞任勧告

議員又は首長の公職は含まない。

五 選挙における非公認又は非推薦

六 党員資格の停止

停止内容は、党員であるが故に行える活動を一切停止する。

本党の役職、会議出席、意見表明、対外的活動、公認・推薦等

原則、停止期間は3ヶ月以上2年以内とする。

七 離党の勧告

勧告に従わない場合は除名とする。

八 除名

- 2 常任役員会は、前項の処分を行った後、同一の事案について新たな事実が発覚する等により先に行った処分が妥当でないとは判断する場合は、重ねて処分を行うことができる。

第3章 倫理の確保に関する手続

(常任役員会の手続)

第5条 幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行ったと思われる場合、又は第7条に基づく処分の請求があった場合は、速やかに調査を行い、必要な処分について常任役員会に諮るものとする。

2 幹事長は、特に必要と判断する場合、党紀委員会の意見を求めることができるものとし、前項の調査を党紀委員会に委任することもできるものとする。

3 常任役員会又は党紀委員会は、前2項の規定に基づき事実の確認、調査を行うにあたっては公正な判断を行うとともに、処分の対象となる党員の弁明を聴取する等その権利の擁護に配慮しなければならない。

4 常任役員会は、党員に対する処分を行った場合には、速やかに当該党員に通知しなければならない。

(党紀委員会の手続)

第6条 党紀委員会は、幹事長から、倫理規範に反する行為にかかる処分に関して意見を求められたときは、速やかに審議を行い、意見を述べなければならない。

2 党紀委員会は、意見を求められた事案に関し、自ら関係者の意見を聴取する等事実の調査を行い、中立かつ公正な判断を行わなければならない。

3 前項の調査にあたっては、必要に応じて本部諸機関及び党員に対して、調査への協力及び意見を求めることができる。

(処分の請求)

第7条 党員は、幹事長に対して、倫理規範に反する行為が行われた事実を明示した書面をもって、党員にかかる倫理審査を請求することができる。

2 一の事案に関する倫理審査の請求は、重ねて行うことはできない。

(不服の申立て)

第8条 処分を受けた党员又は党员であった者は、常任役員会に対して、不服の申立てを行うことができる。

- 2 前項の不服の申立ては、処分の通知が行われた後1週間以内に、不服の論拠を記した書面をもって行わなければならない。
- 3 常任役員会は、不服の申立てに対して審査を行い、書面で回答しなければならない。
- 4 前項の審査にあたっては、党紀委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 党紀委員会は、常任役員会から不服の申立てに関する意見を求められたときは、速やかに審議し、意見を述べなければならない。
- 6 不服の申立ては、重ねて行うことはできない。

(所管)

第9条 次の各号に掲げる党员の倫理規範違反事案は、党本部が所管する。

- 一 国会議員（国会議員であった者を含む）、その公認候補者、及び選挙区支部長
 - 二 都道府県総支部の支部長
 - 三 知事及びその公認候補者
 - 四 指定都市の市長及びその公認候補者
 - 五 都道府県総支部が設立されていない都道府県に所在する党员
 - 六 その他都道府県総支部において処理しがたい事犯があったと認められる者
- 2 都道府県総支部は、前項に規定する者を除き、当該都道府県総支部に所属する者の倫理規範違反事案を所管する。
- 3 都道府県総支部は、本規則に準じ党本部幹事長の承認を経て自ら定める党紀規則に基づき、前項の倫理規範違反事案を処理するものとし、その処理の結果については直ちに本部に報告するものとする。
- 4 前項により都道府県総支部が行った処理について、手続き又は判断等が著しく不相当であると判断する場合は、党本部において当該決定を取り消し新たな決定を行うことができることとし、この場合の不服の申立ては、総支部の党紀規則の規定にかかわらず、前条の規定により申し立てるものとする。ただし、その場合の同条第4項の適用については、党紀委員会の意見を聴くことができるものとする。

第4章 党紀委員会の運営

(党紀委員会の組織)

第10条 党紀委員会は、党内外から選任された5人の委員をもって構成する。

- 2 党紀委員会の委員長は、代表の指名により選任する。
- 3 委員長は、委員4人を選任する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長を選任する。

(党紀委員会の運営)

第11条 党紀委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、幹事長から意見を求められたときは、党紀委員会を招集しなければならない。
- 3 委員長は、過半数の委員から請求があった場合は、党紀委員会を招集しなければならない。
- 4 党紀委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議案は、委員長を除く出席委員の過半数によって決するものとする。なお、議案に対する賛否が同数の場合は、委員長が決する。

(党紀委員会事務局)

第 12 条 党紀委員会は、その職務を遂行するため、幹事長の承認の上で、党規約第 9 条第 6 項で定める本部事務局の職員をして党紀委員会の事務を行わせることができる。

(秘密の保持)

第 13 条 常任役員会及び党紀委員会の構成員並びに事務局職員は、倫理審査に伴い知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則【平成 29 年 4 月 22 日制定】

本規則は、決定と同時に発効する。

附則【令和 4 年 3 月 27 日改正】

本規則は、令和 4 年 3 月 27 日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。